指　第253号

令和8年度岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業委託公募公告

岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業については、公益社団法人岡山県社会福祉士会を相手方とする委託契約手続きを予定しているが、契約の前に、契約予定者以外の者への参加意思確認を行うものである。

応募者がいない場合には、公益社団法人岡山県社会福祉士会と契約手続きを行うこととする。

令和8年10月26日

岡山県知事　伊原木　隆太

１　事業名

岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業

２　業務の目的

岡山県福祉サービス第三者評価機関に評価調査者として所属予定の者を対象に養成研修を、また岡山県福祉サービス第三者評価機関に所属の評価調査者を対象に継続研修をそれぞれ実施する。養成研修は福祉サービス第三者評価の理念や考え方、調査に関しての評価の具体的な方法・技術の習得を、また継続研修は評価調査者に対して3年に1回の受講を義務付け、評価調査者としての継続的なスキルアップを図ることをそれぞれ目的とする。

３　委託業務の内容等

別添「令和8年度岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業委託に係る仕様書」記載のとおり

４　委託期間

契約年月日から令和9年3月15日まで

５　契約限度額

300,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

６　応募要件

（１）岡山県知事から福祉サービス第三者評価機関の認証を受けている法人であること。

（２）社会福祉法人全国社会福祉協議会が開催する福祉サービス第三者評価調査者指導者研修修了者が所属している法人であり、その者が主たる講師を務めることが可能なこと。

（３）本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること。

（４）事業を円滑に遂行するために必要な体制を整えていること。

（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（６）岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

７　公募期間

令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 11 月 4 日（水）まで

８　応募書類

（１）令和 8 年度岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業委託公募申請書　様式第 1 号

（２）令和 8 年度岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業計画書　様式第 2 号

（３）見積書及び積算内訳（任意様式）

９　応募書類（上記 8(1)及び(2)の書類）の入手方法

令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 11 月 4 日（水）までの平日の午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時までの間に下記 11 の応募書類の提出場所での受取り又は岡山県子ども・福祉部指導監査課ホームページからのダウンロード。

（https://www.pref.okayama.jp/soshiki/340/）

（注）　なお、応募書類の入手に当たっては上記 6 の応募要件を満たしていることを予め確認しておくこと。

10　応募書類（上記 8 の書類）の提出期間

令和８年 10 月 26 日（月）から令和８年 11 月４日（水）までの平日の午前９時から 12 時及び午後１時から５時までの間とする。

（注） なお、応募書類の提出に当たっては上記６の応募要件を満たしていることを重ねて確認しておくこと。

11 応募書類（上記８の書類）の提出場所

次の場所に持参すること。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目４番６号

岡山県子ども・福祉部指導監査課法人・介護事業者班（岡山県庁本庁舎４階）

TEL 086-226-7917 FAX 086-226-7919

12 審査

（１）公募申請が提出された場合は、別途設置する審査委員会において審査する。

（２）審査は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

（３）審査項目及び配点は次のとおりで、これにより 100 点満点で点数化し、上位一者を委託契約予定者とする。

審査項目	配点
○養成研修の実施内容 ・県が示すカリキュラムに準拠した内容となっているか。 ・研修の目的を達成するための工夫があるか。	40 点
○継続研修の実施内容 ・県が示すカリキュラムに準拠した内容となっているか。 ・研修の目的を達成するための工夫があるか。	30 点
○業務の実施体制 ・研修を円滑に実施する体制を確保しているか。	15 点
○業務の経済性について ・業務実施に要する経費に合理性があり費用対効果が優れているか。	15 点
合 計	100 点

13 結果の通知方法

審査結果は文書で通知する。

14　その他

（１）応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

（２）応募者の名称、代表者及び所在地等を公表することがある。

（３）提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

（４）提出書類は返却しない。

（５）提出書類等は情報公開請求により開示することがある。

15　本件に関するお問い合わせ先

岡山県子ども・福祉部指導監査課法人・介護事業者班(担当:影山)

TEL　086-226-7917　　FAX　086-226-7919